

第1章 計画の改定に当たって

*のついた用語については、資料編に解説を記載しています。

第1章 計画の改定に当たって

1. 計画の背景

(1) 計画改定の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」*において、地方公共団体は、温室効果ガス*排出量を削減するための対策を示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」*の策定に努めることが定められています。

荒川区では、平成 22（2010）年に、同法律に基づいた「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定し、「低炭素社会」*の実現に向けた取組を進めてきました。その後、平成 27（2015）年に地球温暖化対策の国際的枠組である「パリ協定」*が採択され、世界中で「低炭素社会」から「脱炭素社会」*への転換が求められるようになっていきました。この流れを受け、令和 3（2021）年に、「荒川区地球温暖化対策実行計画」（以下「前計画」という。）を策定し、荒川区においても「脱炭素社会」へ転換していく具体的な方向性を示しました。

これらの取組の結果、区民や事業者、区（行政）の節電意識の高まりなどにより、令和元（2019）年度には、平成 12（2000）年度比で、エネルギー消費量*を約 31.5%、温室効果ガス排出量を約 6.5%削減することができました。

その後、国は『2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ』という長期目標に向けて、『令和 12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 46%削減』とするための施策を示しました。

荒川区においても、令和 3（2021）年 6 月に、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。この表明に基づき、国や東京都の動向を踏まえ、「脱炭素社会」へ転換していくための対策をより具体的に示し実践していくことが荒川区の責務と考え、前計画を改定して、対策をより強化することとしました（改定後の計画を、「本計画」という。）。

参考 「ゼロカーボンシティ」表明

荒川区では、令和 3 年度荒川区議会 6 月会議において、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

都内では、令和 5（2023）年 1 月末時点で、全 62 区市町村のうち、42 区市町村が「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しています。このように、1 つの自治体が単独で「脱炭素社会」を目指すのではなく、多くの自治体が連携して取り組むことが求められています。

●「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明している区市町村（赤色）



資料：環境省 HP をもとに作成

(2) 「脱炭素社会」へ転換する必要性

私たちは、地球温暖化によってかつて経験したことのないような気候の変化に直面しています。例えば、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）は、日本近海の海水温の上昇により急速に発達したことなどが指摘されています。このように、大型の台風や災害級の大雨、極端な高温などの異常気象が日本のみならず世界中で発生することで、私たち人間の生命や財産に甚大な被害をもたらしており、近年「気候危機」と呼ばれるまでになりました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*が令和3（2021）年以降に順次公表している「第6次評価報告書」*では、世界の平均気温（平成23（2011）～令和2（2020）年）は、工業化*前と比べて約1.09℃上昇しており、今後1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年代前半に二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量を実質ゼロにする必要があると指摘しています。

私たちは、日常生活を改めて見直してエネルギー消費量を大幅に削減するとともに、エネルギー供給を再生可能エネルギー*由来のものへ切り替えるなど、区民・事業者・区（行政）が一丸となって「脱炭素社会」を目指していく必要があります。

(3) 地球温暖化に対する「緩和」と「適応」

前述のとおり、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」にこれまで以上に取り組んでいくことはもちろんですが、併せて地球温暖化に伴う気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組んでいくことが重要です。これを踏まえ、国は平成30（2018）年に「気候変動適応法」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応を推進するために担うべき役割を明確化しました。

近年顕著である地球温暖化のリスクは、国や地域によって様々で、あらゆる場所でも有効となる「適応」の方策というものは極めて限られていることから、その地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラの整備などの適応策を講じていく必要があります。

●2つの地球温暖化対策：「緩和」と「適応」



出典：気候変動適応情報プラットフォームHP

(4) 地球温暖化対策に関する動向

平成 27 (2015) 年の COP*21 において、令和 2 (2020) 年以降の地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」では、工業化前からの平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、各国が削減目標を提出し5年ごとに更新することなどが規定されました。

その後、IPCC が平成 30 (2018) 年に公表した「1.5℃特別報告書」において、2050 年前後には世界の CO₂ 排出量を実質ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が始まりました。東京都でも令和元 (2019) 年に「ゼロエミッション東京戦略」が策定され、『2050 年までに CO₂ 排出実質ゼロ』にするためのロードマップが示されました。また、わが国でも令和 2 (2020) 年に、『2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ』を目指すことが宣言されました。

「適応」に関する動向では、平成 30 (2018) 年に「気候変動適応法」が制定されました。東京都でも令和 3 (2021) 年に「東京都気候変動適応計画」が策定され、自然災害、健康、農林水産業、水資源・水環境、自然環境の分野別に適応の取組の方向性などが示されました。

荒川区においても、国や東京都の動向を踏まえて「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」へ転換していくことが強く求められています。

●地球温暖化対策に関する社会的な動向

年	施策など	概要
平成 27 年 (2015)	持続可能な開発目標 (SDGs)	「目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標 13 気候変動に具体的な対策を」など、地球温暖化対策・エネルギー政策に関する目標が取り入れられた。
	パリ協定	工業化前からの平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、各国が削減目標を提出し5年ごとに更新することなどが規定された。
平成 30 年 (2018)	IPCC 1.5℃特別報告書	工業化前からの平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界の CO ₂ 排出量を実質ゼロにする必要があることなどが示された。
	気候変動適応法	気候変動適応策についての議論が活発化し、「気候変動適応法」が制定された。
令和元年 (2019)	ゼロエミッション 東京戦略	『2050 年までに CO ₂ 排出実質ゼロ』にするための東京都のロードマップが示された。
令和 2 年 (2020)	2050 年脱炭素化 宣言	内閣総理大臣が所信表明演説で、『2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ』を目指すことを宣言した。
令和 3 年 (2021)	IPCC 第 6 次評価報告書	温暖化の原因については、「人類が排出した温室効果ガスで疑う余地がない」とする見解が示された。
	地球温暖化対策 計画 (国)	『令和 12 (2030) 年度に温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比 46%削減』という国の目標に向けて施策が示された。
	ゼロエミッション 東京戦略 2020 Update & Report	『令和 12 (2030) 年に温室効果ガス排出を平成 12 (2000) 年比 50%削減』という都の目標に向けて取組の方向性が示された。
	気候変動適応計画 (国)	7 つの分野別に適応の基本的な施策が示された。
	東京都気候変動適 応計画	自然災害、健康、農林水産業、水資源・水環境、自然環境の分野別に適応の取組の方向性が示された。

参考 東京都の2050年までのロードマップ

令和3(2021)年3月に策定された「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」では、『2050年までにCO₂排出実質ゼロ』という目標に向けて、『令和12(2030)年度に温室効果ガス排出を平成12(2000)年比50%削減』というマイルストーン(通過点)が設定されました。また、このマイルストーンに向けて必要な社会変革のビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」が提起され、36のアプローチや、94の直ちに加速・強化する取組などが示されました。



出典：ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report (東京都)

参考 持続可能な開発目標 (SDGs) との関わり

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、平成27(2015)年9月の国連総会で合意された令和12(2030)年までの国際目標です。世界が抱える様々な問題を解決し、持続可能な社会を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されています。

この中には、「目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標13 気候変動に具体的な対策を」など、温暖化対策・エネルギー政策に関する目標も含まれています。

このように、本計画で示す「緩和」と「適応」に取り組むことは、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献することにもつながります。



出典：国連広報センターHP

2. 計画の目的

(1) 目指すべき将来像との関係

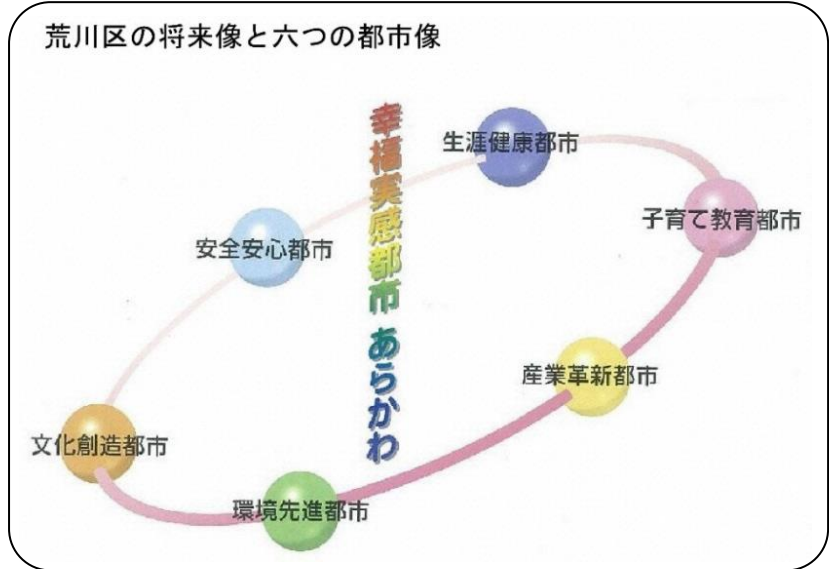
荒川区では、平成 19 (2007)年に「荒川区基本構想」*を策定しました。このなかで、おおむね 20 年後の区を目指すべき将来像を『幸福実感都市 あらかわ』と設定し、分野別に六つの都市像を示しました。

環境分野では、平成 20 (2008)年に「荒川区環境基本計画」*を策定し、平成 30 (2018)年に改定しました。将来の環境先進都市像は、この改定後の計画に

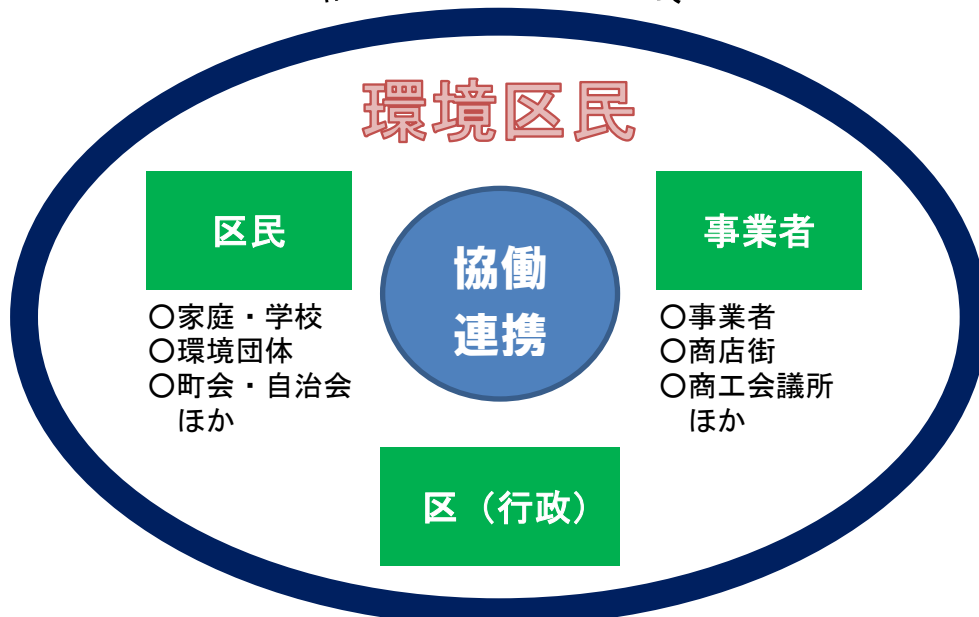
において、『わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民*のまち あらかわ』と設定しています。

環境先進都市の実現には、環境問題を自らの問題として考え、環境の保全に取り組んでいくことが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区（行政）のそれぞれが「環境区民」として主体的に考え、協働・連携し、環境活動を実践することが重要です。

これは、本計画の対象としている地球温暖化対策においても同様です。本計画では、荒川区で居住・活動し、あるいは関係を持つあらゆる主体が協働し、地球温暖化対策に取り組む仕組みを構築し、環境と経済が両立した持続可能な「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」へ転換していくための取組を示しています。



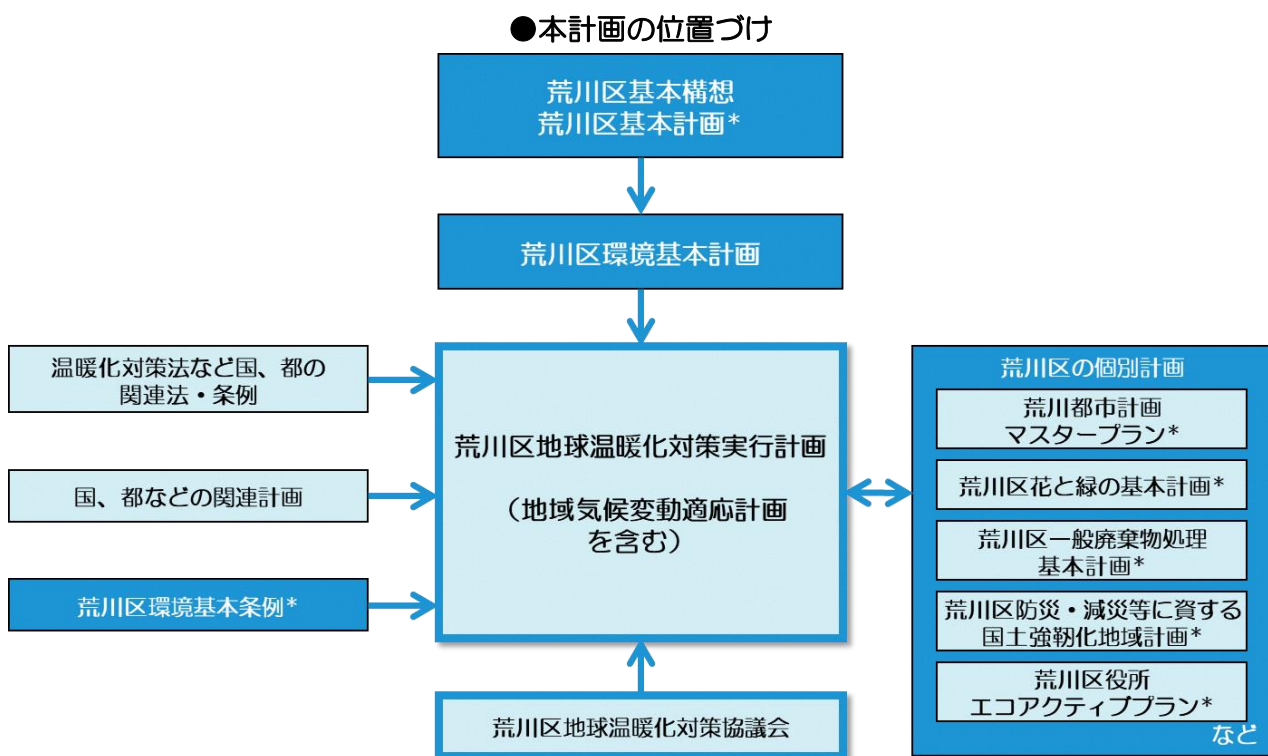
相互の協力・情報交換



(2) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」です。併せて「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」*として位置づけます。

本計画は、区民・事業者・区（行政）が参加する「荒川区地球温暖化対策協議会」*における検討を踏まえ、「荒川区環境基本計画」及び国や東京都の地球温暖化対策に関する計画や動向等との関連性に配慮するとともに、荒川区が策定する関連計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図っています。



3. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画は、区民生活や事業活動における温室効果ガス排出量の削減（緩和策）、気象災害や熱中症の回避・軽減（適応策）など、荒川区における地球温暖化対策の全てを対象とします。

(2) 対象部門

本計画における温室効果ガス排出量の削減は、産業部門・家庭部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門の5部門を対象とします。

●計画の対象とする部門

部門	主な排出源
産業部門	農業・建設業・製造業
家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油などのエネルギー消費
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたピニール、プラスチック、合成繊維などの焼却

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画における温室効果ガス排出量の削減は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、次の7種類のガスを対象とします。

●計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数 (GWP) *	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料*の燃焼など
メタン (CH ₄)	25	稲作に伴う土中の有機物の分解、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390 など	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセスなど

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP をもとに作成